

島根県報

第一、四二二号

平成十四年十一月二十二日

(金曜日)

公布された条例等のあらまし

◇島根県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第一〇六号）

一 規則の概要

規則

目 次

島根県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

（林業管理課）一

告示

農業近代化資金の利子補給率の一部改正

（財政課）五

島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の一

（農業振興課）五

部改正

（農業振興課）五

県営土地改良事業計画の変更

（農村整備課）五

林業改善資金貸付基準の一部改正

（森林整備課）六

保安林の指定（三件）

（森林整備課）六

都市計画変更の図書の縦覧

（都市計画課）八

公 告

（都市計画課）八

平成十四年度島根県各種功労者の表彰

（都市計画課）八

正 誤

（都市計画課）一

平成十四年十一月二十二日付け島根県報第一、〇二〇号

（河川課）一一

（高校教育課）一二

平成十四年三月二十九日付け島根県報号外第四九号中

（高校教育課）一二

規則

- 1 林業生産高度化資金の種類として、農林水産大臣が定める基準に基づき、森林所有者等が、その権原に基づき管理をしている立木と一体として伐採することが可能な立木の取得を行うことにより、相当量の立木を確保した上で、木材製造業を営む者又はその組織する団体との間において木材の供給に関する取決めを締結して木材の生産を行う場合において、当該取得を行うのに必要な資金を追加することとした。（第三条関係）
- 2 林業生産高度化資金の種類の中の被害森林整備資金を貸付対象資金から削除することとした。（第三条関係）
- 3 その他規定及び様式の整備を行うこととした。（第三条・第十条・様式関係）

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県規則第二百六号

島根県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十一月二十二日

島根県知事 澄田信義

島根県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県林業改善資金貸付規則（昭和五十二年島根県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 木材安定供給促進資金

農林水産大臣が定める基準に基づき、森林所有者等が、その権原に基づき管理をしている立木と一体として伐採することが可能な立木の取得を行うことにより、相当量の立木を確保した上で、木材製造業を営む者又はその組織する団体との間ににおいて木材の供給に関する取決めを締結して木材の生産を行う場合において、当該取得を行うのに必要な資金

立木の取得に要する経費の百分の八十に相当する額

五年以内で知事が定める期間（据置期間一年を含む。）

第三条第二項の表一「林業従事者等」との貸付限度額の欄中「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」に改める。

第十条第一項中「被害森林整備資金」を削る。

施業計画樹立（予定）年月日	
森林施業計画	団地共同森林施業計画

森林施業計画樹立（予定）年月日	
年月日	年月日

様式第一号の1(1)の表中

に改

め、同様式の1(1)の注1中「、団地共同森林施業計画の団地名」を削る。

様式第一号の二を削り、様式第一号の三を様式第一号の一とし、様式第一号の二の二の1の表を次のように改める。

1 総括表

申請者の氏名 又は名称	森林所有者氏名	森 林 面 積			契 約 年 数	契 約 金 額
		対象森林面積	うち施業委託面積	うち管理委託面積		
		ha	ha	ha	年	円
計						

- (注) 1 施業委託面積とは、当該契約に基づいて森林の施業を委託する森林面積をいう。
 2 管理委託面積とは、当該契約に基づいて森林の管理を委託する森林面積をいう。
 3 対象森林面積は、森林所有者が所有する森林面積を記載する。

3 事業実施計画（契約内容）

受託者名											
受託者住所											
契約開始時期		年 月 日				契約終了時期		年 月 日			
区分	単位	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
巡 視	回	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
歩道開設	m	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
歩道改良	m	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
境界保全	回	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
報 告	回	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
下 刈	ha	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
除 伐	ha	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
		()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

(注) 1 当該事業が2年以上にわたる場合は、それぞれに按分して記載する。

2 () は、事業費予定額を記載する。

様式第一号の三の二の3の表を次のように改め、同様式を様式第二号の二の一とする。

様式第一号の二の二の二の次に次の様式を加える。

様式第2号の3（第7条関係）

事業計畫書（木材安定供給促進資金用）

1 総括表

- (注) 1 伐採対象立木には、権原に基づき管理している立木及び取得する立木を記載すること。
2 林小班ごとに記載すること。
3 樹種及び樹齢が複数のものは、主たるものを見ること。
4 取得対象立木の欄には、取得する立木につき○を示すこと。

2 木材供給実施計画

供給先の氏名						
供給先の住所						
供給年度	供給量(m ³)	販売見込額(円)	供給量(m ³)	販売見込額(円)	供給量(m ³)	販売見込額(円)
第1年度						
第2年度						
第3年度						
第4年度						
第5年度						
計						

- (注) 木材の供給に関する取決めの内容を記載すること。

3 位置図（5万分の1）

[凡例] 保有森林…青色で平彩

取得森林…赤色で平彩

- (注) 1 概略図をもって代えることができる。
2 伐採計画年度を記載すること。

4 契約書

立木売買仮契約書及び木材供給仮契約書の写し等を添付すること。なお、借受者が森林所有者から森林経営を受託している場合は、受委託契約書も併せて添付すること。

様式第一号の五の1の注中「、月間の処理能力」を「の月間の処理能力」に改める。
様式第一号の七の2の注の1中「チャーンン」の次に「又は携帯用刈払機」を加える。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の島根県林業改善資金貸付規則の規定に基づいて貸し付けられた林業改善資金については、なお従前の例による。

告 示

島根県告示第九百八十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第一項の規定に基づき、平成十四年十二月一日定例県議会を松江市に招集するので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年十一月二十二日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第九百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、中央地区を受益地域とする用排水施設事業（県営基幹水利施設補修事業）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次とのおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十四年十一月二十二日

島根県知事 澄田信義

農業近代化資金の利子補給率（平成十一年島根県告示第九百十三号）の一部を次のように改正し、平成十四年十一月一日から適用する。

平成十四年十一月一日前に島根県農業近代化資金の利子補給に関する規則（昭和三十七年島根県規則第一号）第四条の規定により利子補給の承認を受けている農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成十四年十一月二十二日

島根県知事 澄田信義

表中「年〇・四五パーセント」を「年〇・四パーセント」に改める。

島根県告示第九百八十八号

島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱（平成十二年島根県告示第百九十一号）

の一部を次のように改正する。

平成十四年十一月二十二日

島根県知事 澄田信義

別表貸付条件の欄中「年一・五パーセント」を「年一・三パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成十四年十一月二十二日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の規定は、平成十四年十一月一日以後に貸し付けられる島根ぶどう災害緊急特別資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根ぶどう災害緊急特別資金については、なお従前の例による。

島根県告示第九百九十号

林業改善資金貸付基準（昭和五十二年島根県告示第百五十一号）の一部を次のように改正し、平成十四年十一月二十二日から施行する。

平成十四年十一月二十二日

島根県知事 澄田信義

第一号の表第二号を削り、同表第三号貸付けの内容の欄中「別表第三」を「別表第二」に改め、同号を同表第二号とし、同表中第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 木材安定供給促進 資金	
別表第三に掲げる基準に基づき、木材製造業を営む者又はその組織する団体（以下「木材製造業者等」という。）との間において木材の供給に関する取決めを締結して木材の生産を行う場合において、当該取決めの締結に先立ち、必要な立木量を確保するため取得する立木の取得費用	個人である森林所有者、個人である森林経営の委託を受けた者、個人である森林所有者の協業体、素材生産業者（法人にあつては、資本の額又は出資の総額が一千万円以下のもの及び常時使用する従業者の数が三百人以下のものに限る。）、素材生産業者の組織する団体、森林組合、生産森林組合、森林経営を営む会社（資本の額又は出資の総額が一千万円以下のもの及び常時使用する従業者の数が三百人以下のものに限る。）、公有林経営市町村等又は林業公社

別表第三

一 取得する立木は、森林所有者等（取得する立木と一体として伐採する立木につき所有権又は使用収益権を有する者に限る。）が権原に基づき管理をしている立木と併せて効率的な伐採を行うことが可能なものであること。

二 木材製造業者等との間において締結する木材の供給に関する取決めの期間は、三年以上五年以内であること。

三 木材の供給に関する取決めに基づき供給される木材の量は、木材製造業者等の経営規模に見合つたものとし、一年当たり一千立方メートル以上であること。

島根県告示第九百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第一十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年十一月二十二日

島根県知事 澄田信義

(一) 保安林の所在場所

簸川郡佐田町大字大呂字三京家ノ空七〇二、字三京家ノ上七〇七、字山居坂二六一、二六二三、字布子谷二六二五の一から二六二五の三まで、字打尾二六二七の一、字清水尻二六三四の一、字段原二六三五、字山居二六三六の一、三一九五

(二) 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

別表第一第一号の中「団地共同森林施業計画」を「森林施業計画」に改め、別表第一

を削り、別表第三を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

字三京家ノ空七〇二、字山居坂二六二二、二六二三、字布子谷二六二五の一、二六二五の三、字打尾二六二七の一、字清水尻二六三四の一、字段原二六三五、

字山居三一九五

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

二(一) 保安林の所在場所

出雲市所原町字大クドセ一五五四の一、一五五四の五、一五五五、一五五五の一、一五五五の二、字上河原クドシ道下タ四五一の一、四五一の九、四五一の一〇、乙立町字城山三三三二、三三三三、字大谷三三三四、五一七〇の一、五一七二の一、字松原下モモクハイゴ五一六四の一、五一六四の一〇、五一六四の一、五一七二の三、字長廻五一七三の三、五一七三の一、五一六八の一〇、五一六八の一、五一六九の一、字長廻五一七三の三、五一七三の一、五一七三の二、五一七五の一、五一七五の二、大クドセ五一七四の一

(二) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに出雲市役所及び佐田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県知事 澄田信義

一 保安林の所在場所

簸川郡大社町大字遙堪字極楽山一五二四の一、一五二六から一五二八まで、一五二八の一、一五二八の二、一五二八の四から一五二八の一まで、一五二九の一、一五三一、一五三三、一五三一の二、一五三一の四、一五三三、一五三四の一から一五三四の五まで、一五三五の一から一五三五の三まで、一五三八の一、一五三八の三、一五三九の一、一五三九の三、一五四〇の一、一五四〇の三、一五四〇の四、一五四一の一、一五四一の二、一五四五、一五四六、一四五〇、一五五一、一五五一の一から一五一の三まで、一五五一、一五五一の二、一五五三の一、一七九五、一七九六の一、一七九六の二、一七九七の一、一七九七の二、一七九八から一八〇〇まで、字ソヲキカ平二〇八〇の二、字矢櫃二〇八五の二、二〇八五の七から二〇八五の一まで、二〇八五の一五から二〇八五の一八まで、二〇八五の二二から二〇八五の二四まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大社町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第九百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年十一月二十一日

島根県告示第九百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年十一月二十一日

島根県報

島根県知事 澄田信義

一 保安林の所在場所

簸川郡佐田町大字八幡原字大平金山九六七の六から九六七の九まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び佐田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第九百九十四号

平成十四年島根県告示第六百三十八号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により浜田市から意見を聴取したので、同条第三項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成十四年十一月二十二日

島根県知事 澄田信義

一大規模小売店舗の名称及び所在地

石央マリンショッピングセンター 島根県浜田市周布町イ六一一一

二 意見の概要

夜間延長営業を行うにあたり、騒音及び周辺環境美化に配慮すること。

三 縦覧場所

浜田市商工観光課（浜田市殿町一番地）

四 縦覧期間

告示の日から一月間

島根県告示第九百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同条第二項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成十四年十一月二十二日

島根県知事 澄田信義

一 都市計画の種類

平田都市計画道路

二 都市計画を変更する土地の区域

平田都市平田町、西平田町、灘分町、西代町

三 縦覧場所

島根県土木部都市計画課及び平田市役所

公 告

平成十四年度島根県各種功労者表彰を行ったので、島根県各種功労者表彰規程（昭和二十八年島根県告示第四百九十九号）第三条第二項の規定により公告する。

平成十四年十一月二十二日

島根県知事 澄田信義

氏名又は名称

功績の要旨

多々納 勇	多年市議会議員として地方自治の伸展に寄与した。
-------	-------------------------

藤原照雄	長田貴美子	本藤繁夫	七五三勝巳	來栖武夫	原田繁雄	中島秀人	和田幸一郎	堀江清	小村伸治	佐佐木昭典	宇山一雄	石富榮一	三登文郎
多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。	多年専修学校教育に従事し専修学校教育の振興に寄与した。	多年行政書士として地方自治の伸展に寄与した。	多年町長として地方自治の伸展に寄与した。	多年村議會議員として地方自治の伸展に寄与した。	多年町議會議員として地方自治の伸展に寄与した。	多年町議會議員として地方自治の伸展に寄与した。	多年助役として地方自治の伸展に寄与した。	多年町議會議員として地方自治の伸展に寄与した。	多年助役として地方自治の伸展に寄与した。	多年町議會議員として地方自治の伸展に寄与した。	多年町議會議員として地方自治の伸展に寄与した。	多年市議會議員として地方自治の伸展に寄与した。	多年選舉管理委員として選舉事務の推進に努め地方自治の伸展に寄与した。

安田禮司	渡部友好	米原智	藤田禮次	杉橋清	福原妙子	湯淺文枝	上里文江	下垣初女	森岡節子	四方田ミツ	高野文子	瀬藤昭雄	岡本達雄
多年動植物及び自然環境の保護思想の普及に努め環境保全に寄与した。	多年県芸術文化祭の運営と発展に努めるとともに地域文化の振興に寄与した。	多年人権教育の実践に努め人権尊重意識の啓発に寄与した。	多年婦人会活動の推進に努めるとともに女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した。	多年婦人会活動の推進に努めるとともに女性の地位の向上と社会参加の推進に寄与した。	多年人権教育の実践に努め人権尊重意識の啓発に寄与した。	多年行政書士として地方自治の伸展に寄与した。	多年町長として地方自治の伸展に寄与した。	多年村議會議員として地方自治の伸展に寄与した。	多年町議會議員として地方自治の伸展に寄与した。	多年統計調査に従事し常に迅速正確な調査に努め統計調査の進歩発展に寄与した。	多年統計調査に従事し常に迅速正確な調査に努め統計調査の進歩発展に寄与した。	多年統計調査に従事し常に迅速正確な調査に努め統計調査の進歩発展に寄与した。	多年交通安全活動に取り組み交通安全意識の高揚に寄与した。

澤和廣四 敬	多年森林組合の組織強化と林業の担い手確保に努め林業の振興に寄与した。	多年農業協同組合の基盤強化に努め水産業の振興に寄与した。	多年漁業協同組合の基盤強化に努め水産業の振興に寄与した。	多年商工会の運営と商工業者の指導育成に努め地域経済の振興に寄与した。	多年商工会の運営と商工業者の指導育成に努め地域経済の振興に寄与した。	多年商業組合の運営と経営基盤の確立に努め地域産業の振興に寄与した。	多年工業組合の運営と経営基盤の確立に努め地域産業の振興に寄与した。	多年協同組合の運営と経営基盤の確立に努め地域産業の振興に寄与した。	多年観光協会の運営と観光事業の実施に努め観光業の振興に寄与した。	多年建設業協会の運営と会員の指導育成に努め建設業の発展に寄与した。	多年建築士事務所協会の運営と会員の指導育成に努め建築業の発展に寄与した。	多年建築士事務所協会の運営と会員の指導育成に努め建築業の発展に寄与した。	
澤和廣四 敬	多年学校教育の充実と社会教育の推進に努め教育行政の推進に寄与した。	多年学校教育の充実と社会教育の推進に努め教育行政の推進に寄与した。	多年学校教育の充実と社会教育の推進に努め教育行政の推進に寄与した。	多年学校教育の充実と社会教育の推進に努め教育行政の推進に寄与した。	多年学校教育の充実と社会教育の推進に努め教育行政の推進に寄与した。	多年学校教育の充実と社会教育の推進に努め教育行政の推進に寄与した。	多年学校教育の充実と社会教育の推進に努め教育行政の推進に寄与した。	多年学校教育の充実と社会教育の推進に努め教育行政の推進に寄与した。	多年学校教育の充実と社会教育の推進に努め教育行政の推進に寄与した。	多年学校教育の充実と社会教育の推進に努め教育行政の推進に寄与した。	多年学校教育の充実と社会教育の推進に努め教育行政の推進に寄与した。	多年学校教育の充実と社会教育の推進に努め教育行政の推進に寄与した。	多年学校教育の充実と社会教育の推進に努め教育行政の推進に寄与した。

柳樂幸三 三	多年学校教育の充実と社会教育の推進に努め教育行政の推進に寄与した。	上原登美男 文	小林勝文 市	水上孫市 市	高橋康夫 夫	伊藤忠二 二	基常日出明 明	桑原韶一 一	佐藤八重子 子	水凌保徳 徳	坪倉孝明 吉	小竹原榮 吉	三浦明治 治	岩谷百合雄 雄	原田満實 實	今井久人 人	野田修喜 喜	藤田義隆 隆	金坂敬 敬	福本清俊 俊	澤和廣四 四
柳樂幸三 三	多年学校教育の充実と社会教育の推進に努め教育行政の推進に寄与した。	上原登美男 文	小林勝文 市	水上孫市 市	高橋康夫 夫	伊藤忠二 二	基常日出明 明	桑原韶一 一	佐藤八重子 子	水凌保徳 徳	坪倉孝明 吉	小竹原榮 吉	三浦明治 治	岩谷百合雄 雄	原田満實 實	今井久人 人	野田修喜 喜	藤田義隆 隆	金坂敬 敬	福本清俊 俊	澤和廣四 四

正 誤

平成十年十一月二十二日付け島根県報第一、〇一〇号中に誤りがあつたので、次のように訂正する。

毎週火・金曜日発行

ページ	行	誤	正	所	段	上	四
十七	終りから三	第三十一条中「教育公務員特例法」を「教特法」に改める。	「第三十一条の三第一項中「様式第七号の五」を「様式第七号の六」に改める。」	島根県川本土木建築事務所	行	終りから四	島根県川本土木建築事務所
二十一	始めから一	様式第七号の三を様式第七号の四とし、様式第七号の二を様式第七号の三とし、様式第七号の次に次の様式を加える。	「第三十一条中「教育公務員特例法」を「教特法」に改める。」	島根県浜田土木建築事務所	段	上	島根県浜田土木建築事務所
上	下	段	行	誤	正	終りから三	終りから四
二十一	十七	ページ	ページ	訂正する。	訂正する。	平成十四年三月二十九日付け島根県報号外第四九号中に誤りがあつたので、次のように訂正する。	平成十四年三月二十九日付け島根県報号外第四九号中に誤りがあつたので、次のように訂正する。

平成十四年十一月二十一日印刷
平成十四年十一月二十一日発行

発行者

根
県

発行所
印刷
松江市殿町島根県序
松江市学園南
松陽印刷所

定価一箇月 金三千四百二十円（送料共）